

当院における 「地域包括ケア病床」について

平成26年10月1日より、当院の亜急性期病床を廃止し、地域包括ケア病床を開設しております。
地域包括ケア病床とは、急性期治療と慢性期治療の間を担う病床です。
平成28年7月1日より「17床」に増床しました。

対象病床は新B-4F（405・406・407・408・411・412・413・414の8室17床）で、自宅で介護を受けている方の短期の入院（ショートステイの様な形）としても、ご利用頂けます。

- 例）
- ・医療行為があり、介護疲れがある
 - ・インスリン注射等、家族の指導が必要
 - ・住宅改修等、一定期間自宅へ戻れない
 - ・生活リハビリが必要

- ◆入院費用はリハビリテーション、投薬、検査などの費用が含まれます。
急性期のような手術、高額な医薬品の使用、特殊な検査には対応できません。
- ◆病状により主治医の判断で急性期病棟へ移っていただくことがあります。
入院期間は原則60日になります。
※詳しくは地域連携室までご相談下さい。

急性期病棟



地域包括ケア病棟



自宅・在宅型施設



担当：地域連携室

H.29年1月1日